



議員提出議案第 五 号

北朝鮮帰還の日本人妻の安否調査及び里帰りに関する意見書について
このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣に意見書を提出す
る。

昭和五十七年九月二十五日

| | | | | | |
|-----|---------|---|---|---|----|
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 藤 | 井 | 十 | 成 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 倉 | 本 | 良 | 人 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 西 | 村 | 武 | 津美 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 名 | 越 | 典 | 由 |

昭和五拾七年九月廿五日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

北朝鮮帰還の日本人妻の安否調査及び里帰りに関する意見書

昭和三十四年八月に締結された日朝兩國赤十字社間における在日朝鮮人帰還に関する協定に基づいて、北朝鮮へ帰還した人の中には、朝鮮人を夫とする日本人妻が数千人いると言われている。

しかし、その日本人妻の大半は音信不通でその安否が気遣われており、また一部便りのある人でも、異郷での生活苦、望郷の念を切々と訴えている。

よく国交がないからと言われるが、人道主義に基づいて赤十字精神から出発した帰還協定であり、国交がなくとも日本政府は在日朝鮮人の再入国や北朝鮮からの出入国について実に寛大な措置をとっており、国交がないことが問題ではない。

これまでの請願運動の結果、ようやく一九八一年七月、閣議でとりあげられたが、具体的解決はいまだ為されず、年老いた家族達の無念の他界が続いている。

この問題は政治・思想・体制を超えて、純粹に人道的見地で解決すべき問題であり、政府に於いては国交がなくとも日本人妻の安否調査及び里帰りを閣議で更に具体化し、一日も早く実現するよう尽力いただきたい。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十七年九月二十五日

三 朝 町 議 会